

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 ブレイズ熊本（以下「クラブ」という）と称する。

(事務所)

第2条 このクラブは、主たる事務所を熊本県熊本市新外3丁目1-102
サキヤマハイアットビル202号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 クラブは、子どもからお年寄りまで、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、第4条に掲げる事業を行い、健康で豊かな生活と活力に満ちた魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 このクラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
①スポーツ教室、スポーツイベント及び交流大会に関する事業
②会員及び市民の健康保持増進に関する事業
③世代を超えた会員の交流と親睦を図る事業
④スポーツを通じた青少年の心身の育成に関する事業
⑤その他、クラブの目的達成のために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第5条 クラブの会員は、次の3種として、運営会員をもって、当クラブの構成員とする。

①運営会員

クラブの目的に賛同して入会し、クラブの活動を推進する個人及び団体で、総会の議決権を有するもの

②活動会員

クラブの目的に賛同して入会し、クラブの活動に参加する個人

及び団体クラブの目的に賛同して入会し、クラブの発展を助成する個人、企業及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会をみとめなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①脱会届を提出したとき。
- ②本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき。
- ③会費を滞納し、納入しないとき。
- ④除名されたとき。

(脱会)

第9条 会員は、代表が別に定める脱会届けを会長に提出し、任意に脱会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会の議決により除名することができる。

- ①この規則等に違反したとき。
- ②クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返納)

第11条 既納の会費は、返納しない。(種別)

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 クラブに次の役員を置く

- ①代表 1名
- ②副代表 2名

2、クラブに顧問を置くことができる。

(選任等)

第13条 代表・副代表及び幹事は、総会において選任する。

2、運営委員は、会員の中から代表が推薦したものとする。

(職務)

- 第14条 代表はクラブを代表し、その業務を総括する。
- 2、副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は、代表が欠けたときは、その任務を代行する。
 - 3、運営委員はクラブの会務を執行する。
 - 4、監査は会計を監査する。

(任期等)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない
- 2、補欠または増員によって就任した役員任期は、それぞれの全員者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 3、役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(種別)

- 第16条 クラブの会議は次のとおりとする
- ①総会
 - ②運営委員会
 - ③専門部会

(総会)

- 第17条 総会は、運営委員会をもって構成する。
- 2、総会は代表が召集し、その議長となる。
 - 3、総会は、構成員の過半数の出席より成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4、総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - ①規約の制定及び改廃
 - ②事業計画及び予算
 - ③事業報告及び決算
 - ④役員を選任
 - ⑤その他、代表が必要と認めた事項

(運営委員会)

- 第18条 運営委員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成する。

2、運営委員会は、次の事項を執行する。

- ①総会から委任された事項
- ②総会に付議すべき事項の原案作成
- ③総会を開催する暇がない緊急事項
- ④その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(専門部会)

第19条 専門部会は、代表が推薦した部員をもって構成する。

2、専門部会として、次の部会を設置する。

①企画・広報部会

②指導部会

3、各部会は、部長1名、副部長1名及び部員をもって構成する。

4、部長は部会を総括し、その協議内容を運営)委員会へ報告する。

(事務局)

第20条 クラブの事務を処理する為に、事務局を置く。

2、事務局にはクラブマネージャー、事務局長及び会計の職員を置くことができる。

3、前項の職員は、代表が任命し、事務局の事務を掌理する。

第6章 会計

(資金)

第21条 クラブの資金は、次に掲げるものとする。

①会費

②事業収入

③補助金

④寄付金及び協賛金

⑤その他の収入

(資産の管理)

第22条 クラブの会計は、事務局が管理する。

(積立金)

第23条 クラブは、特別の目的のために積立金を設けることができる。

2、前項の積立金は特別会計とする。

第7章 自己の責任

(自己の責任)

第25条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。これに背理して盗難、障害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第26条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブはその活動中の障害にあたっては、スポーツ保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第27条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

(施行期日)

1、この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

1、クラブの設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず設立当初の平成26年3月31日までとする。

2、クラブの設立当初の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。